

県貨物鋼運(株)トラック運転手過労自殺事件和解 過重労働と社内人間関係を認め、自殺と業務因果関係を認定-地裁

2003年3月、長時間のトラック運転業務に従事し、疲労と会社に対する不満を訴えていた中上さんが、三菱自動車水島工場から部品を同名古屋工場まで運搬した際、荷降ろしの過程で部品を壊した。この事を苦にして(上司からの厳しい責めもあったと想定される)、名古屋から岡山に向かう途中のサービスエリア内においてトラック荷台で自殺した事件で、遺族が労災認定訴訟を争いました。しかし高裁まで争いましたが、敗訴が確定しました。

労災不認定判決の後、損害賠償訴訟へ

遺族は、絶望的な状況で会社に損害賠償訴訟を提訴しました。

昨年11月、地裁倉敷支部において、勝利判決が出され、今年7月に高裁で、会社と和解が成立しました。

和解金額は、地裁判決で認められた金額から下がりましたが、地裁判決の内容は、自殺の原因として争ったうつ病の発症の有無を問わず、長距離運転での過重労働と会社内での人間関係の悪いことを認めて、自殺と業務の因果関係を認定しました。

画期的な判決を今後に生かすために

原告は、この地裁判決が画期的であるとの指摘も受けて、この判決が今後の過労自殺やパ



支援・署名を訴え続けた原告中上裕章さん (13年1月 県過労死センター総会)

ワーハラスメントによる自殺事件の良き先例となるためにもと考えて、裁判所の進める通りの和解に応じました。

御支援・署名を頂いた皆さんにお礼

原告であった故人の妻彩子さん、長男裕章さん、次男卓也さんは「ここまで来るのに、父が亡くなってから13年4ヶ月という長い月日が経ちました。ここまで長い期間闘ってこられたのもひとえに皆様のご支援があったからこそだと感謝しております。本当に長い間のご支援誠に有難うございました。」との礼状を県過労死センターに送ってられました。

福祉施設焼身自殺事案

最後の証人尋問ー

傍聴参加をお願いします。

10月23日13時30分ー岡山地裁
最後の使用者側証人と原告への証人尋問です。
自らが労働基準監督署に述べたことを「忘れた」などと認めない理不尽な証人もいました。

第6回中四国ブロックセミナー

☆2014年6月21(土)ー22日(日)

☆岡山県国際交流センター

基調講演:『夜勤は有害業務ー保護と規制は当たり前』を世論に

講師 佐々木司氏

(労働科学研究所・理学博士)

7つの分科会を計画中です。